

# 公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

## 寄附金取扱規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団（以下、「本財団」という。）が、受領する寄附金の取り扱いについて定めることを目的とする。

### (寄附金の種類及び募集)

第 2 条 本財団が受領する寄附金の種類は以下各号に掲げる通りとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みにあたり、予め用途を特定した寄附金

2 この規程における寄附金は、金銭、動産、不動産、知的財産権等財産権全般を含む。

3 本財団は、常時寄附金を募ることができる。

### (寄附金の用途)

第 3 条 一般寄附金（当該寄附金からの果実を含む、以下この条において同じ。）は、その50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に従って使用するものとする。

### (寄附金の受領の制限)

第 4 条 寄附金が以下各号に掲げる事由の一に該当するとき、又は該当する恐れがあるときは、当該寄附金を受領をしないものとする。

(1) 当該寄附金を受領することが法令に抵触するとき

(2) 当該寄附金を受領することにより本財団の事業活動に支障が出るとき

(3) 当該寄附金について寄附者によって特定された用途が、本財団の目的の達成にそぐわないとき

(4) その管理に不相当に高額な費用を要するものであるとき

(5) その他、本財団が適切でないと判断したとき

2 寄附金を受領しない場合には、理事会の承認を得なければならない。

### (寄附金の受領の手続)

第 5 条 理事長は、以下各号に掲げる寄附金を受領するときは理事会の承認を得て行わなければならない。

(1) 3,000,000円（その交換価値が当該金額である場合を含む。）を超える寄附金

- (2) 不動産
  - (3) 負担付の寄附金
  - (4) 債務の免除
- 2 寄附金を受領する際には、寄附者に対して受領書を交付する。
  - 3 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(細 則)

第 6 条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。  
(平成 31 年 3 月 7 日理事会議決)